

『改訂 新 貿易取引』 追加情報

標記書籍におきまして、輸出貿易管理令が一部改正（本年8月28日施行）されましたので、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

記

（変更箇所）

●289頁・図表5-9中

「ホワイト国（27ヶ国）」を「グループA（26ヶ国）」に変更

●290頁・図表5-10中

- ・「ホワイト国」を「グループA」に変更
- ・「大韓民国,」を削除

●291頁・図表5-11「(※2)輸出令別表第3の国」中

「大韓民国,」を削除

（補足）

輸出貿易管理令において、わが国からの輸出取引は「原則自由」ですが、1991年12月のソビエト連邦崩壊以降軍需関連物資の輸出は、旧ココム規制から現在ワッセナー・アレンジメント関連の戦略物資規制へと転換しています。

今般日本政府は、2019年7月4日から輸出貿易管理令別表第1のリスト規制品目のうち、大韓民国（韓国）向けの半導体の原材料であるフッ化水素(2811.11)、レジスト(3707.90)、フッ化ポリミド(3911.90)の3品目に関し、安全保障上の観点から韓国をグループAのホワイト国からグループBに移行し、輸出管理の強化を図っています。

さらに、同年8月28日からはキャッチオール規制の輸出対象品目に関しても、韓国をグループBに移行させています。

グループBに移行したことに伴い、韓国向けに当該品目を輸出する場合には、材質や性能、時には韓国企業の調達実績や最終製品の生産状況、誓約書などを添付（必要資料は必ず確認）して全て経済産業大臣の「個別許可」の取得が必要となります。

・輸出管理区分と呼び方

（旧称）	区分	武器転用の懸念のある品目 （リスト規制）	食品・木材を除く全品目 （キャッチオール規制）
ホワイト国	グループA （輸出優遇国）米、英、独、伊、豪、仏など26カ国	最長3年の「包括許可」あり 「個別許可」を免除して優遇	規制なし
非ホワイト国	グループB 韓国、ウクライナ、トルコ、ブラジルなど16カ国	原則「個別許可」が必要 一定の条件下で、グループAと同様に特別の「包括許可」あり	武器転用の可能性があれば「個別許可」が必要
	グループC 中国、台湾など百数十カ国・地域	多くの品目で「個別許可」が必要	
	グループD イラン、イラク、北朝鮮など11カ国	原則全ての品目で「個別許可」が必要	